

1週間で借金10倍って?



違法貸金業者に注意を

3

「十数万円の利息を払え」と言われて困っていませんか。不特定多数の人に貸し付けを行う者を一般的に「ヤミ金」と言います。ヤミ金は電柱や公衆電話ボックスにシールを張ったり、ダイレクトメールで借りの入れを勧誘したりするケースが多く、また、身元が分からないように携帯電話を連絡手段に使うことが多いです。

貸金業を営むには、貸金業者としての登録をしなければなりません。また、貸付の際の利率が出資法で定められた制限利率(原則は年109.5%)。貸金業者の場合は年29.2%を超えた場合は、そのような利率の約束をしただけで刑事罰を科されます。

貸金業の登録をせず、また、出資法の制限利率を超える違法な高金利での返済義務もありませ



田上尚志 弁護士

を借りたように見えても、実際にはその金は貸し付けではなく、後で金をだまし取ったり、脅し取ったりするための手段として渡されたものにすぎないからです。むしろ、ヤミ金に金を返すと、ヤミ金はその金を手段に新たな犯罪行為をするので、ヤミ金には元本すら返すべきではないのです。もしヤミ金から借金をしてしまった場合は、電話番号を変更して、弁護士や警察と相談する。利息のみならず元本



弁護士

の一番の解決方法で、逆にならぬように、逆に詐欺罪に問われる恐れがあります。ヤミ金には絶対に手を出さないようにしてください。

(田上尚志弁護士)

島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)